

鳴門市公文書管理・電子決裁システム構築・推進業務に係るプロポーザルに関する質問への回答（3回目）

	質問	回答
1	『仕様書 P2「5. 調達範囲」 各種機能を実装するサービスの設計及び構築、データセットアップ、運用保守及びその他必要となる付帯作業等の一切の業務を範囲とする。』 <質問事項> 職員情報などのマスタはユーザにて随時更新できるようにツール（画面など）を準備している。データセットアップは鳴門市で実施することで良いか？	仕様書 P2「5. 調達範囲」の③に記載のとおり、「受託者は、本システム稼働に必要な各種コード入力やパラメータ設定、所属・職員情報等のマスタデータ登録等のシステム初期設定を行う」こととしています。 また、その後の随時更新については、仕様書 P7「（3）運用支援」の③に記載のとおり、受託者は「組織改編及び人事異動への対応における必要な支援を行う」こととしており、提案者ごとに、その支援範囲や受託者と本市の役割分担をご提案ください。
2	『仕様書 P3「7 システム導入に係る基本情報（令和7年1月1日時点）」 ① 本市の住民基本台帳人口：53,228人 ② 本市の正規職員数：559人 ③ 導入対象の端末数：495台（今後、増加する見込み）』 <質問事項> 文書管理システムのユーザ数は何名か？	本市の正規職員数のうち、約530人がシステムを使う可能性があります。 また、令和7年度の組織体制としては、10部・1企業局・45課・11室となっており、大幅な増加はないものと考えています。 この上で、同規模の自治体への導入実績を参考とした上で、通常必要となるユーザ数を見込んでください。
3	『仕様書 P4「8システム要件（2）システム方式」 Webアプリケーションを利用する対応ブラウザは、Microsoft社のEdge及びGoogle社のChromeの両ブラウザに対応したものを前提とすること。』 <質問事項> 文書管理システムを使うブラウザはEdgeとChromeのいずれが主体か？弊社はMicrosoft Edgeを標準対応のブラウザとしているが、Google Chromeで運用されている実績もある。	現状は、Microsoft社のEdgeを主体で考えていますが、将来的に変更される可能性も踏まえて、Google社のChromeにも対応したものを前提としています。

鳴門市公文書管理・電子決裁システム構築・推進業務に係るプロポーザルに関する質問への回答（3回目）

	質問	回答
4	『仕様書 P5「8 システム要件（8）セキュリティ要件」 ① ログイン時は、ログイン画面において、ユーザー I D 及びパスワード入力し、認証を行うものとする。なお、シングルサインオンでログインできる場合は、方式について提示すること。』 <質問事項> シングルサインオンの連携対象となる既存のグループウェアや職員ポータルなどはあるか？	シングルサインオンについては、現在検討段階であるため、連携対象となる既存のグループウェア等はありません。
5	『仕様書 P6「10 研修等（2）職員向け操作研修 ② 研修の実施」 システムを利用する 全職員に対して、システム稼働前までに、システムの操作にかかる研修を実施すること。（複数回の実施が必要）』 <質問事項> Web方式による研修を検討している。 鳴門市ではWeb研修（ウェビナー）に参加できる環境はあるか？ また、鳴門市が集合型の研修を希望される場合、研修会場や端末については、鳴門市に準備してもらえるのか？	仕様書 P6「10 研修等」に記載のとおり、「原則、対面方式で行う」ものとしております。 その上で、W e b 研修を検討される場合においては、ウェビナーに参加できる環境はあります。 また、対面方式をする場合における研修会場（鳴門市庁舎の会議室）や端末（各職員の P C）については、本市で準備します。
6	『実施要領 P2「1 業務の説明（5）提案限度額」 提案限度額は、6 7, 8 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。』 <質問事項> 提案上限額は67,800,000円(税込)と記載されているが、令和7年度に実施する導入構築業務費と令和8年2月～令和13年1月(60カ月)の運用業務費の合計額に対する上限額で良いか？	ご質問のとおりです。

鳴門市公文書管理・電子決裁システム構築・推進業務に係るプロポーザルに関する質問への回答（3回目）

	質問	回答
7	『実施要領 P2「1 業務の説明（5）提案限度額」 提案限度額は、67,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。』 <質問事項> 令和7年度における上限額は40,000,000円と記載されているが、これは令和8年1月31日までに必要となる導入構築業務費と令和8年2月～3月の運用業務費(2カ月分)の合計額が40,000,000円(税込)を超えないようにするという意味で良いか？	ご質問のとおりです。
8	『導入実績報告書』 <質問事項> 導入実績報告書に記載する地方公共団体に対して、記載して良いかの承諾を得ているところであるが、一部の地方公共団体から、「契約金額」については記載しないでもらいたいと言われている。 地方公共団体名、業務名、契約期間についての記載は承諾を得られている中で、間違いなく実績として確認できると考えているが、「契約金額」欄の記載がなくとも、実績として認めてもらえないか？	導入実績報告書については、参加資格要件を確認する上で必要となるものであり、契約書等の写しに代えて、最低限の項目としており、一部の項目の記載がない場合には、本市から当該自治体への確認等が必要となる場合もあります。 このため、導入実績報告書に記載する実績においては、少なくとも過半数（6件）以上は、契約金額を含めた全ての項目の記載を行い、ご提案ください。
9	『機能要件確認書65 グループウェアのメールの情報を収受画面に登録することができること。』等 <質問事項> 鳴門市では、何のグループウェアを利用しているか？	本市では、現在、株式会社四国電子計算センターのL G - W o r k s というグループウェアを利用しています。なお、今後、グループウェアを入れ替える可能性もあるため、一般的なグループウェアに対応しているかどうかの視点も含めて、ご提案ください。

鳴門市公文書管理・電子決裁システム構築・推進業務に係るプロポーザルに関する質問への回答（３回目）

	質問	回答
10	『実施要領 P2「１業務の説明（５）提案限度額」 提案限度額は、６７，８００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。』 <質問事項> 導入構築業務と運用業務は分けて契約する予定なのか？	実施要領 P10「８契約の締結」に記載のとおり、「受託候補者の提案内容を踏まえ、受託候補者と協議し、」契約を締結することとしており、受託候補者との協議により、一体的に契約するか、分割して契約するか等を決めていくこととしています。
11	『実施要領 P3「２プロポーザルへの参加（１）参加資格」 ⑧ 地方公共団体において、提案するシステムの導入構築及び運用保守の実績（令和７年４月１日時点で稼働しているものに限る。なお、クラウド型・オンプレミス型を問わない。）が、１０団体以上あること。』 <質問事項> システム導入の実績として、文書管理だけでなく、会計電子決裁なども含めてよいか。また、開発元から提供されるシステムである場合、開発元の実績も含めてよいか。	本記載における「システム」は、実施要領 P1「１業務の説明（２）業務目的」に記載のとおり、「文書の収受、起案、決裁、保存及び廃棄等を電子的に行う機能を有する公文書管理・電子決裁システム（以下「システム」という。）」を指しますので、会計電子決裁などのシステムは、本実績の対象とはなりません。 また、開発元から提供されるシステムである場合における本実績の考え方としては、参加表明者と全く関係のない事業者における実績を含めることはできません。

鳴門市公文書管理・電子決裁システム構築・推進業務に係るプロポーザルに関する質問への回答（3回目）

	質問	回答
12	『実施要領 P5「5 提案書等の提出（3）提出書類作成上の留意事項」 ④ 提出書類は鳴門市情報公開条例（平成13年鳴門市条例第34号）の規定に基づき、開示請求者に開示する可能性があるため、開示されると不利益を被るおそれのある情報については、あらかじめ文書により申し出ておくこと。』 『実施要領 P11「9 留意事項」 ③ （略）なお、鳴門市情報公開条例の規定に基づく開示請求があった場合、開示することがある。』 <質問事項> 不開示の申し出は提案書等の提出時点で行う必要があるか？また、申し出の様式はあるか？不開示の申し出を行った場合、開示請求があった場合、不開示対応がされるという理解で問題ないか？	鳴門市情報公開条例において、公文書の開示請求があった場合には、原則、開示しなければならないことを定めており、「法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する場合には、不開示情報として取り扱うこととしています。 このため、本記載は、提案書等の提出時点において、当該不開示情報を明らかに含む場合には、予め申し出ていただきたい旨、記載しているものです。（また、申し出の様式は任意様式です。） 実際に開示請求がなされた場合には、その都度、各参加表明者に確認を行った上で、情報公開手続きを進めていくこととなりますので、不開示の申し出は提案書等の提出時点で行わなくても良く、仮に不開示の申し出を行っていただいたとしても、当該不開示情報の該当の有無の確認などを経る必要があるため、必ず不開示対応がなされるわけではありません。
13	『実施要領 P5「5 提案書等の提出（3）企画提案書（任意様式）の作成方法及び記載内容 ①作成方法」 企画提案書は50ページ以内とし、下部にページ番号を付しておくこと。』 <質問事項> 企画提案書の表紙や目次、はじめに、中表紙、裏表紙などの部分については、50ページ以内にカウントされるのか？	企画提案書の表紙や目次、はじめに、中表紙、裏表紙などの部分についても、50ページ以内にカウントします。

鳴門市公文書管理・電子決裁システム構築・推進業務に係るプロポーザルに関する質問への回答（3回目）

	質問	回答
14	『実施要領 P8「6 提案書等の審査（3）プレゼンテーション等 ④実施内容」 プレゼンテーションは提出書類のみで行い、その他の資料の活用は認めない。』 <質問事項> プレゼンテーションで説明するにあたり、提出書類の記載内容（図や文章）を抜粋したパワーポイントによるプレゼンテーションは問題無いか？	提出書類の記載内容をそのまま抜粋したものであれば問題ありません。
15	『実施要領 P9「6 提案書等の審査（3）プレゼンテーション等 ⑤その他留意事項」 イ プレゼンテーション等への参加者数は3人以内とする。』 <質問事項> 参加者数3人以内とあるが、これは現地参加者数の制限か？ウェブから他の者が参加することは可能か？	参加者数3人以内は、プレゼンテーション等への参加者数の上限です。また、公平性の観点も踏まえ、ウェブからの参加はできません。
16	『実施要領 P9「6 提案書等の審査（4）審査項目」 10 価格 見積書 200点』 <質問事項> 価格の配点が200点となっているが、点数の算出方法を教えてもらえるか？	個別の審査項目の点数の算出方法については、回答できません。

鳴門市公文書管理・電子決裁システム構築・推進業務に係るプロポーザルに関する質問への回答（3回目）

	質問	回答
17	『仕様書 P2「4. 基本方針」 ④ 本件で調達するシステムは、自治体向け標準パッケージとして開発され、地域情報プラットフォーム準拠登録されているものと し、』 <質問事項> 提案するシステムについて、データ構造に関して地域情報プラットフォームに準拠していないが、契約満了後のデータ抽出が発生した際に、地域情報プラットフォームのデータ構造で提供するとした場合においても、地域情報プラットフォーム準拠登録がなければならないか？	仕様書に記載のとおり、本件で調達するシステムは、地域情報プラットフォーム準拠登録されていることを要件としています。
18	『機能要件確認書82 グループウェアのメールから転送されたメールを受信する等、リアルタイムな処理が行えること。』 <質問事項> メール連携を行うにあたり、既存ネットワーク側の設定変更が必要となった場合、その既存ネットワーク機器の設定変更に関わる費用は、本調達には含まないという理解で問題ないか？	ご質問のとおりです。